



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

## 2. 契約の相手方

株式会社公益社

## 3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、その後、当該区役所へ遺体、遺留金品等の引渡しが行われる。実際には区役所での遺体の引き取りはせず、葬儀社が警察署から遺体の引取りを行うため、早急に葬儀社を選定する必要があり、また、引き渡された遺体については、死者の尊厳の観点から速やかに火葬に付す必要がある。

なお、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

## 2. 契約の相手方

有限会社脇田グループ

## 3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、その後、当該区役所へ遺体、遺留金品等の引渡しが行われる。実際には区役所での遺体の引き取りはせず、葬儀社が警察署から遺体の引取りを行うため、早急に葬儀社を選定する必要があり、また、引き渡された遺体については、死者の尊厳の観点から速やかに火葬に付す必要がある。

なお、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱いの協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

## 2. 契約の相手方

有限会社脇田グループ

## 3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、その後、当該区役所へ遺体、遺留金品等の引渡しが行われる。実際には区役所での遺体の引き取りはせず、葬儀社が警察署から遺体の引取りを行うため、早急に葬儀社を選定する必要があり、また、引き渡された遺体については、死者の尊厳の観点から速やかに火葬に付す必要がある。

なお、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱いの協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

市議会議員中央区再選挙における南投票所施設借上

## 2. 契約の相手方

大阪厨房料飲機器家具協同組合

## 3. 随意契約理由

南投票所の施設借り上げについて、投票区の範囲は限られた地域であることから、南投票所の区域内に所在する貸し施設を借り上げる必要がある。しかしながら、頻繁に投票所を変更することは区民への混乱を招くことにもなり前回と同様の施設を使用することが望ましく、また、立地条件、施設面積等の必要条件を満たす施設は河原センタービルしか存在しない。このことから、河原センタービルを所有する大阪厨房料飲機器家具協同組合と特名随意契約を結ぶ。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

電子レジスター設定変更業務委託

## 2. 契約の相手方

グローリー株式会社

## 3. 随意契約理由

本業務は、当課で導入・運用している電子レジスターについて、令和2年4月より税証明業務が中央区窓口サービス課窓口業務等委託の範囲となることから、機器の設定変更を委託するものである。

契約の相手方であるグローリー株式会社は、電子レジスターの当初設定業者であることから、特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ  
(電話番号：06-6267-9963)

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

電子レジスター設定変更業務委託

## 2. 契約の相手方

シャープマーケティングジャパン株式会社

## 3. 随意契約理由

本業務委託は、当課で導入・運用している電子レジスターについて、令和2年4月より税証明業務が中央区窓口サービス課窓口業務等委託の範囲となることから、機器の設定変更を委託するものである。

契約の相手方であるシャープマーケティングジャパン株式会社は、電子レジスターの当初設定業者であることから、特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ  
(電話番号：06-6267-9963)

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

総合福祉システム(保健福祉用)端末等機器一式移設に伴う接続及び疎通・動作確認業務

## 2. 契約の相手方

株式会社大塚商会

## 3. 随意契約理由

総合福祉システム用端末機等機器一式に関しては、令和2年1月から令和6年12月まで長期継続契約(60ヶ月)を富士通リース株式会社と行っている。

その端末機等機器の保守は、リース契約の中でアフターサービス・メンテナンス等の体制についての証明書により契約の相手方が委託している株式会社大塚商会が行うと定められているところである。

このたび、中央区役所保健福祉担当レイアウト変更に伴う総合福祉システム用端末機器等の移設に係り、新たな設置場所においてネットワーク及び電源への接続作業と移設後の疎通確認及び動作確認作業を行うこととなったが、通常、リース品に関しては、導入した状態で使用し続けることが原則となっており、設置後に移設することは考えられていない。そのため、移設を行った端末機等機器に関しては、移設後の保守を継続して受けられない可能性が考えられる。

これについては、既に締結している契約と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、総合福祉システム用端末機等機器一式のリース契約の契約相手が委託している端末保守業者のみが受託可能業者となる。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課保健福祉担当

(電話番号：06-6267-9857)